

健康・医療戦略の推進体制

参考4

政策的助言

本部令第2条

健康・医療戦略参与会合

産業界・医療関係機関等の有識者
・健康・医療分野の成長戦略
医療分野の研究開発の出口戦略
等に関する専門的助言

健康・医療戦略推進本部

本部長：内閣総理大臣

副本部長：内閣官房長官及び健康・医療戦略担当大臣

本部員：その他国務大臣

- ・健康・医療戦略の案の作成及び実施の推進
- ・医療分野の研究開発の司令塔機能の本部の役割
 - 医療分野研究開発推進計画の作成及び実施の推進
 - 医療分野の研究開発関連予算の総合的な予算要求配分調整 等

健康・医療戦略推進会議

本部令第2条

議長：健康・医療戦略担当大臣

議長代行：健康・医療戦略担当大臣を補佐する内閣府副大臣

副議長：健康・医療戦略担当大臣を補佐する内閣府大臣政務官及び
内閣総理大臣補佐官（健康・医療戦略室長）

構成員：関係府省局長クラス

専門的調査

本部令第1条

医療分野の研究開発に関する専門家で構成
・医療分野研究開発推進計画の作成及び
実施の推進に関する調査・検討

健康・医療戦略推進専門調査会

創薬支援ネットワーク
協議会

次世代医療機器
開発推進協議会

ゲノム医療実現
推進協議会

次世代医療ICT
基盤協議会

健康・医療戦略
ファンドタスクフォース

次世代ヘルスケア
産業協議会

医療国際展開
タスクフォース

内閣官房 健康・医療戦略室

- 事務局機能 ※次世代医療ICT基盤協議会の事務局機能は健康・医療戦略室とIT総合戦略室が担う
- ※次世代ヘルスケア産業協議会の事務局機能は経済産業省が担う